

## 一宮市地域総合整備資金貸付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、一宮市（以下「市」という。）が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

**第2条** 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

**第3条** 貸付の対象となる事業は、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画（様式第1）に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの。ただし、設備を更新する事業等であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。
- (3) 用地取得等の契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

**第4条** 貸付の対象となる民間事業者等は法人格を有する団体で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(貸付額)

**第5条** 第3条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）1件当たりの貸付額は、1百万円以上とし、25億円を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付

対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の50パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、50パーセント）未満とする。

4 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年4月1日法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「25億円」とあるのは「31.2億円」とする。

5 地域脱炭素化促進事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「25億円」とあるのは「38億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

6 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。  
（貸付利率）

**第6条** 貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

**第7条** 貸付対象期間は、5年以内とする。

（償還期間）

**第8条** 貸付金の償還期間は、貸付対象事業に係る施設・設備の耐用年数を超えない範囲で、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、地方公共団体が地域総合整備資金の償還期間を20年超とすることを求める場合、財団の総合的な調査・検討において、貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等、合理的な理由がある場合に限り、30年（5年以内の据置期間を含む。）以内まで償還期間を延長できるものとする。

（償還方法等）

**第9条** 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は、合計して最終償還期日に償還するものとする。

（債権の保全等）

**第10条** 市長は、貸付に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

（貸付の方法）

**第11条** 貸付は、証書貸付の方法によるものとする。

（遅延利息）

**第12条** 市長は、貸付金の交付を受けた者（以下「借入人」という。）が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

**第 1 3 条** 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき、又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成 1 9 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が市の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと、又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入人がその他正当な事由なく地域総合整備資金の貸付けに係る条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき、又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入人が解散したとき。

(9) 保証人が前 3 号に掲げる事由のいずれかに該当したとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(借入申請)

**第 1 4 条** 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、借入申込書（様式例 1）及び事業計画書（様式例 2）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込みを行なわなければならない。

(1) 事業者概要書（様式例 3）

(2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書（様式例 4 - 1、4 - 2）

(3) 年度別損益・資金収支計画書（様式例 5）

(4) 過去 3 期分の損益計算書及び貸借対照表

(5) 連帯保証予定者の意見書（様式例 6）

(6) 前各号に掲げるもののほか、貸付審査に当たり必要な補足資料  
(貸付けの決定)

**第 1 5 条** 市長は、前条の借入申込書を受理し、地域総合整備資金を貸し付けることが適当であると認めたときは、貸付けを決定するものとする。

2 市長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たっては、財団が実施する貸付対象事業

についての総合的な調査・検討を参考とするものとする。

(貸付決定の通知等)

**第 16 条** 市長は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

**第 17 条** 市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき又は第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる団体に該当することが判明したときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考にすることとする。

3 前条の規定は、第 1 項の処分をした場合について準用する。

(貸付金の交付)

**第 18 条** 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、市長が指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

(貸付金の管理)

**第 19 条** 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、又は借入人に報告を行わせることができる。

(貸付等に係る事務の委託)

**第 20 条** 市長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

**第 21 条** 前条に規定する委託に際しては、市長は、財団と委託契約を締結するものとする。

(雑則)

**第 22 条** この要綱に定めるもののほか、地域総合整備資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

1 この要綱は、平成 8 年 4 月 12 日から施行し、同月 1 日から適用する。

2 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間における第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「6 億円」とあるのは「7 億円」とする。

付 則 (平成 9 年 12 月 22 日制定)

1 この要綱は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

2 改正後の一宮市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成 10 年 1 月 1 日以後の借入申請に係る貸付金について適用し、同日前の借入申請に係る貸付金については、なお、従前の例による。

付 則 (平成 11 年 4 月 20 日制定)

1 この要綱は、平成11年4月20日から施行し、改正後の一宮市地域総合整備資金貸付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、同月1日から適用する。

2 新要綱の規定は、平成11年4月1日以後の借入申請に係る貸付金について適用し、同日前の借入申請に係る貸付金については、なお従前の例による。

付 則（平成12年4月26日制定）

1 この要綱は、平成12年4月26日から施行する。

2 改正後の一宮市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成12年4月1日以後の借入申請に係る貸付金について適用し、同日前の借入申請に係る貸付金については、なお従前の例による。

付 則（平成14年7月15日制定）

この要綱は、平成14年7月15日から施行する。

付 則（平成15年7月1日制定）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則（平成17年5月2日制定）

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

付 則（平成18年4月18日制定）

この要綱は、平成18年4月18日から施行する。

付 則（平成19年4月25日制定）

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

付 則（平成20年6月10日制定）

1 この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における第5条第4項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「7.5億円」とあるのは「8億円」と、「11.2億円」とあるのは「12億円」とする。

付 則（平成23年9月30日制定）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成25年5月21日制定）

この要綱は、平成25年5月21日から施行する。

付 則（平成26年4月1日制定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月16日制定）

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

付 則（平成28年4月13日制定）

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

付 則（令和4年4月28日制定）

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

付 則（令和5年6月16日制定）

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

付 則（令和6年4月16日制定）

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

付 則（令和7年5月15日制定）

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

付 則（令和8年4月7日制定）

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。